

令和元年6月28日

住宅局 住宅総合整備課

空家法の施行から4年、各地で空き家対策の取組が進む

～空き家対策に取り組む市区町村の状況について～

空家等対策の推進に関する特別措置法(空家法)に基づく空家等対策計画は、法施行後約4年となる平成30年度末で全市区町村の約6割となる1,051団体が策定し、令和元年度末には7割を超える1,265団体が策定する見込みです。

また、市区町村による特定空家等に対する措置も活用が進んでいます。

【調査概要】

国土交通省と総務省は、空家法の施行状況等について、地方公共団体を対象に年2回アンケート調査を行っています。今回公表する結果は、平成31年3月31日時点の状況です。(別紙参照)

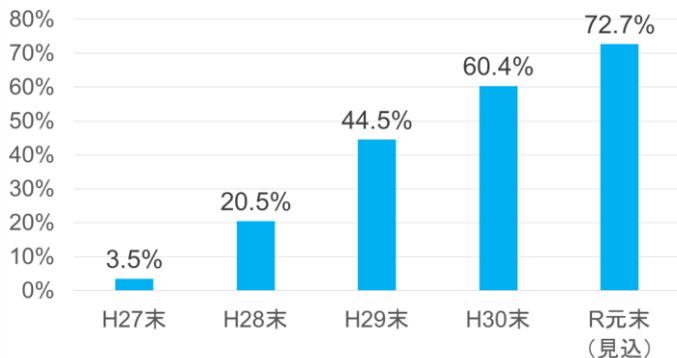
【調査結果のポイント】

1. 空家法第6条に基づく空家等対策計画の策定状況

平成30年度末、全市区町村の約6割(60.4%)で策定されており、令和元年度末には7割を超える見込みです。(別紙 p.2)

都道府県別にみると、平成29年度末時点で策定済み市町村の割合が100%となっている高知県の他に、今回初めて大分県で同割合が100%となりました。さらに、石川県、富山県で同割合が9割を超えています(別紙 p.3)。

空家等対策計画を策定した市区町村数の
全市区町村数に対する割合



		策定済み 市区町村数 ※()内は全市区町村数	策定済み 市区町村数 の割合
1	高知県	34 (34)	100.0%
1	大分県	18 (18)	100.0%
3	石川県	18 (19)	94.7%
4	富山県	14 (15)	93.3%

2. 空家法第14条に基づく特定空家等に対する措置状況

周辺の生活環境等に悪影響を及ぼす「特定空家等」について、助言・指導、勧告等の措置の件数は年々増えており、平成30年度末までに市区町村長が助言・指導15,586件を行ったもののうち、勧告を行ったものは922件、命令を行ったものは111件、代執行(行政代執行と略式代執行)を行ったものは165件でした(別紙 p.2)。

【別紙の調査結果は過年度分とともに以下のURLにてご覧になれます】

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000035.html

※ページ下部「参考」内、「■空家等対策の推進に関する特別措置法の施行状況等について」

問い合わせ先

国土交通省住宅局住宅総合整備課住環境整備室 石井、大野

電話: 03-5253-8111(内線: 39-354, 39-394)、03-5253-8508(直通) FAX: 03-5253-1628